

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 5 月 2 日
【会社名】	株式会社 八千代銀行
【英訳名】	The Yachiyo Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 酒井 勲
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目 9 番 2 号
【電話番号】	03 ( 3352 ) 2271 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 安田 信幸
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿五丁目 9 番 2 号
【電話番号】	03 ( 3352 ) 2295
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 安田 信幸
【縦覧に供する場所】	株式会社 八千代銀行 大和支店 ( 神奈川県大和市大和南一丁目 4 番 4 号 ) 株式会社 東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

目 次

		頁
1	提出理由 . . . . .	1
2	訂正内容 . . . . .	1

## 1【提出理由】

当行は、株式会社東京都民銀行（以下、「東京都民銀行」といい、当行と総称して「両行」といいます。）との間で経営統合に向け協議・検討を進めていくことについて基本合意することを決議し、平成25年10月10日に金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3の規定に基づき臨時報告書を提出いたしました。平成26年5月2日開催の取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、東京都民銀行と株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）の方式により持株会社（以下、「共同持株会社」といいます。）を設立することについて合意し、株式移転計画書を作成することを決議すると共に、同日付で経営統合契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正内容】

訂正内容は\_を付して表示しております。

（訂正前）

(1) 本件株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合における当該他の株式移転完全子会社となる会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成25年3月31日現在）

商号	株式会社東京都民銀行
本店の所在地	東京都港区六本木二丁目3番11号
代表者の氏名	取締役頭取 柿崎 昭裕
資本金の額	481 億円
純資産の額	808 億円（連結） 775 億円（単体）
総資産の額	24,981 億円（連結） 24,972 億円（単体）
事業の内容	普通銀行業務

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成25年3月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める持株数の割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6.68
株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）	4.69
東京都民銀行職員持株会	2.58
三井住友海上火災保険株式会社	2.47
フクダ電子株式会社	2.39

(2) 本件株式移転の目的

両行は、相互に相乗効果を発揮することで、首都圏において顧客から真に愛される地域No.1の都市型地銀となることを目指すと共に、経営の効率化を促進し、経営統合後における企業価値向上を実現することを目的とするものであります。

(3) 本件株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容、その他の株式移転計画の内容

株式移転に係る割当ての内容

本件株式移転に際して、移転比率その他株式移転に係る割当ての内容の詳細については、今後、両行それぞれが指名する外部専門家の評価・助言等を勘案し、両行協議の上、決定いたします。

その他の株式移転計画の内容

現状未定であり、今後、両行協議の上、決定いたします。

(4) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

両行は、本件株式移転に係る割当ての内容を決定するにあたり、それぞれが指名する外部専門家の評価・助言等を勘案し、両行協議の上、決定することを予定しております。

(5) 本件株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	未定
本店の所在地	未定
代表者の氏名	未定
資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	銀行持株会社（銀行、その他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理及び付帯する業務）

なお、本件株式移転に必要な事項は、今後協議の上、決定いたします。未定の事項については、決定次第、本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(訂正後)

(1) 本株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合における当該他の株式移転完全子会社となる会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(平成25年9月30日現在)

商号	株式会社東京都民銀行
本店の所在地	東京都港区六本木二丁目3番11号
代表者の氏名	取締役頭取 柿崎 昭裕
資本金の額	481 億円
純資産の額	830 億円（連結） 793 億円（単体）
総資産の額	25,239 億円（連結） 25,224 億円（単体）
事業の内容	普通銀行業務

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成25年9月30日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める持株数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6.45
株式会社みずほ銀行	4.69
東京都民銀行職員持株会	2.61
三井住友海上火災保険株式会社	2.47
フクダ電子株式会社	2.39

(2) 本株式移転による経営統合の経緯・目的

経営統合の経緯

両行は、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、平成26年10月1日を目処に株式移転による共同持株会社を設立することに向け、協議・検討を進めてまいりました。

両行は、それぞれが首都東京に本店を置く地域金融機関としての社会的使命を果たすことで、安定的な収益基盤の構築を図ってきた一方で、平成12年に「業務協力の検討に関する覚書」を締結し、以来、A T M提携、メール便共載等を実施してきた他、近年では取引先商談会を共催する等、真摯にスピード感を持って課題解決に取り組める信頼関係を長年にわたり築いてまいりました。

他方、首都圏におけるこれからの地域金融を巡る経営環境は、事業所数の減少や少子高齢化が進展する中で人口が減少する時期が近い将来到来することに加え、従来から大手行等との競合が激しい市場において、地方の地域銀行による首都圏への本格的な進出の動きが強まる等、競争ステージの変化等により、ますます厳しさを増していくことが想定されます。このような環境下において、両行が地域金融の担い手として一層真価を発揮しながら地域経済の発展に貢献していくためには、規模・質の両面で存在感を発揮できる磐石な経営基盤を確立していくことが重要な経営課題となっております。

そのような中、両行は従来からの業務協力関係を発展させ、両行の経営資源を結集し、首都東京に基盤を置く新たな地域金融グループ（以下、「新金融グループ」といいます。）を形成することが、両行が地盤とする東京都及び神奈川県北東部における地域金融機能の強化に資する有力な経営上の選択肢であるとの共通認識となり、経営統合につき最終的な合意に至りました。

経営統合の目的

両行は、企業価値を最大化する観点から、両行の地域ブランド力を活かしつつ、統合効果を早期に発揮するために、株式移転による共同持株会社を設立する方式を選択しました。新金融グループのもと、高度なコンサルティング機能の共有、お客さまのニーズに対応した商品・サービスの開発、地公体等との更なる連携強化、重複業務の一体運用等を推進し、お客さま満足度の向上、競争力の向上、経営の効率化等の企業価値の向上を通じ、地域社会に貢献してまいります。

(3) 本株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容、その他の株式移転計画の内容

本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	八千代銀行	東京都民銀行
株式移転比率	1	0.37

（注1）株式の割当比率

当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を、東京都民銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式0.37株を割当交付いたします。尚、共同持株会社の単元株式数は100株とする予定であります。

本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

（注2）共同持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式 29,225,724株

上記は、当行の平成26年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（15,522,991株）及び東京都民銀行の平成26年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（40,050,527株）を前提として算出しております。但し、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）までに、それぞれが保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、当行の平成26年3月31日時点における自己株式数（657,846株）及び東京都民銀行の平成26年3月31日時点における自己株式数（1,238,150株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

尚、当行または東京都民銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成26年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、共同持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の共同持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける両行の株主の皆さまにつきましては、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能であります。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能であります。

その他の株式移転計画の内容

ア. 株式移転の日程

平成25年10月10日(木)	経営統合の検討に関する基本合意書締結(両行)
平成26年3月31日(月)	定時株主総会に係る基準日(両行)
平成26年5月2日(金)(本日)	経営統合契約書及び株式移転計画承認取締役会(両行)
平成26年5月2日(金)(本日)	経営統合契約書締結及び株式移転計画作成(両行)
平成26年6月27日(金)(予定)	株式移転計画承認定時株主総会(両行)
	東京都民銀行においては、定時株主総会と併せて、株式移転計画承認に係る普通株主による種類株主総会を開催する予定であります。
平成26年9月26日(金)(予定)	東京証券取引所上場廃止日(両行)
平成26年10月1日(水)(予定)	共同持株会社設立登記日(効力発生日)
平成26年10月1日(水)(予定)	共同持株会社株式上場日

但し、今後手続きを進める中で、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により、必要な場合には両行協議の上、日程を変更する場合があります。

イ. 株式移転計画の内容

当行が東京都民銀行と作成した株式移転計画の内容は、別添1「株式移転計画書(写)」をご参照ください。

(4) 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

割当ての内容の根拠及び理由

上記(3)「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率の決定にあたって公正性を期すため、当行は野村證券株式会社(以下、「野村證券」といいます。)を、また、東京都民銀行はみずほ証券株式会社(以下、「みずほ証券」といいます。)をそれぞれ第三者算定機関に任命の上、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、本日開催された両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

算定に関する事項

ア. 算定機関の名称並びに両行との関係

当行の第三者算定機関である野村證券及び東京都民銀行の第三者算定機関であるみずほ証券は、いずれも両行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ. 算定の概要

両行は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当行は野村證券を、また、東京都民銀行はみずほ証券を第三者算定機関に任命し、それぞれ本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、以下の内容を含む株式移転比率算定書を取得いたしました。

野村證券は、両行の普通株式の株式移転比率について、両行が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うと共に、両行とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下、「DDM法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。各手法における算定結果は以下の通りであります。尚、下記の株式移転比率の算定レンジは、八千代銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、東京都民銀行の普通株式1株に割り当てる共同持株会社株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価平均法	0.382 ~ 0.387
2	類似会社比較法	0.328 ~ 0.503
3	DDM法	0.317 ~ 0.383

市場株価平均法については、平成26年5月1日（以下、「基準日」といいます。）を基準として、基準日の株価終値、平成26年4月24日から基準日までの5営業日の株価終値平均、平成26年4月2日から基準日までの1ヶ月間の株価終値平均、平成26年2月3日から基準日までの3ヶ月間の株価終値平均及び平成25年11月5日から基準日までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式移転比率算定は、平成26年5月1日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両行の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両行の各々の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。尚、野村證券がDDM法において使用した算定の基礎となる両行の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

みずほ証券は、両行の財務状況、両行の普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、両行の普通株式の株式比率について、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価基準法による算定を行うと共に、両行と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法による算定を行い、更に両行について将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用されるDDM法による算定を行っております。各手法における算定結果は以下の通りであります。尚、下記の株式移転比率の算定レンジは、八千代銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、東京都民銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価基準法	0.381 ~ 0.387
2	類似企業比較法	0.338 ~ 0.443
3	DDM法	0.353 ~ 0.431

尚、市場株価基準法では、平成26年5月1日を算定基準日とし、東京証券取引所市場第一部における両行それぞれの普通株式の算定基準日の出来高加重平均価格（以下、「VWAP」といいます。）を算定基準日から遡る1週間のVWAP、同1ヶ月間のVWAP、同3ヶ月間のVWAP、同6ヶ月間のVWAPを採用しております。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報及び公開情報が正確かつ完全であること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、かつ両行の個別の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について独自の評価又は査定を行っていないこと等を前提としております。また、かかる算定において参照した両行の財務見通しについては、両行により得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備又は作成されたものであることを前提としております。みずほ証券は、東京都民銀行及び八千代銀行各行の財務見通しの正確性、妥当性及び実現可能性について独自の検証は行っておりません。

尚、みずほ証券は東京都民銀行から、両行各々の財務見通しの提供を受け、これをDDM法による分析の基礎としております。みずほ証券がDDM法において使用した算定の基礎となる両行の将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されておりますが、このうち東京都民銀行の将来の利益計画については、足許の経済環境を背景とした役務取引等利益等の収益の積み上げ、継続的なコスト削減施策の推進及び与信費用の安定推移見通し等により、業績は堅調に推移することを見込んでおります。平成27年度においては、これに加えて退職給付会計導入時に発生した会計基準変更時差異の償却の終了等の影響もあり、対前年度比較において、経常利益及び当期純利益が3割をやや上回る大幅な増益を見込んでおります。一方、八千代銀行の将来の利益計画については、大幅な増減益を見込んでおりません。

#### ウ．共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

両行は、新たに設立する共同持株会社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場を行う予定であります。上場日は、平成26年10月1日を予定しております。また、両行は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、平成26年9月26日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定であります。

尚、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

#### エ．公正性を担保するための措置

当行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

##### ( ) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

当行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記(4)「割当ての内容の根拠及び理由」に記載の通り、第三者算定機関として野村証券を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。当行は、第三者算定機関である野村証券の分析及び意見を参考として東京都民銀行との交渉・協議を行い、上記(3)「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の合意した株式移転比率により本株式移転を行うことを本日開催された取締役会において決議いたしました。

尚、当行は野村証券から、平成26年5月2日付にて、本株式移転における株式移転比率は、当行にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。

##### ( ) 独立した法律事務所からの助言

当行は、当行の取締役会の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、当行の意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

一方、東京都民銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

##### ( ) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

東京都民銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記(4)「割当ての内容の根拠及び理由」に記載の通り、第三者算定機関としてみずほ証券を選定し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を受領しております。東京都民銀行は、第三者算定機関であるみずほ証券の分析及び意見を参考として当行との交渉・協議を行い、上記(3)「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の合意した株式移転比率により本株式移転を行うことを本日開催された取締役会において決議いたしました。

尚、東京都民銀行は大和証券株式会社(以下、「大和証券」といいます。)から、平成26年5月1日付にて、本株式移転における株式移転比率は、東京都民銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。大和証券のフェアネス・オピニオンに関する前提条件等については別添2「大和証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等」をご参照ください。大和証券は、両行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

##### ( ) 独立した法律事務所からの助言

東京都民銀行は、東京都民銀行の取締役会の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、東京都民銀行の意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。



オ．利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、当行と東京都民銀行との間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(5) 本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社 東京TYフィナンシャルグループ ( 英文表示 : Tokyo TY Financial Group, Inc. )
本店の所在地	東京都新宿区新宿五丁目9番2号
代表者及び役員の 就任予定	<p>代表取締役会長 酒井 勲 ( 現 八千代銀行 取締役頭取 )          代表取締役社長 柿崎 昭裕 ( 現 東京都民銀行 取締役頭取 )          取締役 小林 功 ( 現 東京都民銀行 取締役会長 )          取締役 高橋 一之 ( 現 八千代銀行 専務取締役 )          取締役 田原 宏和 ( 現 八千代銀行 専務取締役 )          取締役 坂本 隆 ( 現 東京都民銀行 専務取締役 )          取締役 味岡 桂三 ( 現 東京都民銀行 常務取締役 )          取締役 鈴木 健二 ( 現 八千代銀行 常務取締役 )          取締役 佐藤 明夫 ( 現 東京都民銀行 社外監査役 )          取締役 三浦 隆治 ( 現 八千代銀行 社外監査役 )</p> <p>監査役 多田 和則 ( 現 八千代銀行 監査役 )          監査役 片山 寧彦 ( 現 東京都民銀行 監査役 )          監査役 稲葉 喜子 ( 現 はやぶさ監査法人 公認会計士 )          監査役 東道 佳代 ( 現 光和総合法律事務所 弁護士 職務上の氏名 黒澤 佳代 )</p> <p>補欠監査役 遠藤 賢治 ( 現 遠藤法律事務所 弁護士 )          ( 監査役 稲葉 喜子の補欠監査役 )          補欠監査役 宮村 百合子 ( 現 辻・本郷税理士法人 税理士 )          ( 監査役 東道 佳代の補欠監査役 )</p> <p>( 注 1 ) 取締役 佐藤 明夫、三浦 隆治は会社法第2条第15号に定める社外取締役 であります。          ( 注 2 ) 監査役 稲葉 喜子、東道 佳代は会社法第2条第16号に定める社外監査役 であります。</p>
資本金の額	200 億円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付 帯関連する一切の業務

以 上

## 株式移転計画書（写）

株式会社東京都民銀行（以下、「甲」という。）及び株式会社八千代銀行（以下、「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画書（以下、「本計画」という。）を作成する。

### 第1条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下、「新会社」という。）の成立日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

### 第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

#### （1）目的

新会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

#### （2）商号

新会社の商号は、「株式会社東京TYフィナンシャルグループ」とし、英文では「Tokyo TY Financial Group, Inc.」と表示する。

#### （3）本店の所在地

新会社の本店の所在地は東京都新宿区とし、本店の所在場所は東京都新宿区新宿五丁目9番2号とする。

#### （4）発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、110,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。

普通株式	100,000,000株
第1回第一種優先株式	5,000,000株
第2回第一種優先株式	5,000,000株

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

### 第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

取締役	酒井 勲
取締役	柿崎 昭裕
取締役	小林 功
取締役	高橋 一之
取締役	田原 宏和
取締役	坂本 隆
取締役	味岡 桂三
取締役	鈴木 健二
社外取締役	佐藤 明夫
社外取締役	三浦 隆治

2. 新会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

監査役	多田 和則
監査役	片山 寧彦
社外監査役	稲葉 喜子
社外監査役	東道 佳代
補欠監査役	遠藤 賢治（社外監査役 稲葉 喜子の補欠の社外監査役）
補欠監査役	宮村 百合子（社外監査役 東道 佳代の補欠の社外監査役）

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

新日本有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

- 1．新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における甲及び乙の普通株式の株主（以下、「普通株主」という。）に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、（i）甲が基準時に発行している普通株式数の合計に0.37を乗じた数、及び（ii）乙が基準時に発行している普通株式数の合計に1を乗じた数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下、「交付株式」という。）を交付する。
- 2．新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の普通株主に対して、以下の割合（以下、「株式移転比率」という。）をもって割り当てる。  
（1）甲の普通株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して新会社の普通株式0.37株  
（2）乙の普通株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して新会社の普通株式1株
- 3．前2項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て並びに社債の承継）

- 1．新会社は、本株式移転に際して、以下の表第1欄に掲げる乙が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、新会社の成立日の前日の最終の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された当該新株予約権の総数と同数の、以下の表第2欄に掲げる新会社の新株予約権を交付する。
- 2．新会社は、本株式移転に際して、新会社の成立日の前日の最終の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された、以下の表第1欄に掲げる乙が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する以下の表第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ、同表第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。
- 3．新会社は、本株式移転に際し、以下の表第1欄に掲げる乙が発行している新株予約権付社債について、新会社の成立日の前日の最終の乙の社債原簿に記載又は記録された社債権者に対し乙が負担する社債債務を、同表第2欄に掲げる第一回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）として承継し、その承継に係る社債債務の額は、以下の表第3欄に掲げる額とする。
- 4．本計画作成後新会社の成立日までの間、以下の表第1欄に掲げる乙が発行している新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合には、第1項乃至第3項に規定した交付及び割当てに係る新株予約権及び承継される社債債務について、それぞれ、当該行使に係る新株予約権の数及び当該行使に際して払い込まれた社債の金額を、交付及び割当てに係る新株予約権並びに承継に係る社債債務額から減じるものとする。

第1欄		第2欄		第3欄
名称	内容	名称	内容	社債債務額
株式会社八千代銀行 第二回無担保転換社債型新 株予約権付社債 (劣後特約付)	別紙2 記載	株式会社東京TYフィナンシャルグループ 第一回無担保転換社債型新株予 約権付社債 (劣後特約付)	別紙3 記載	社債債務額： 5,000,000,000円

第6条（新会社の資本金及び準備金の額）

新会社設立日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 20,000,000,000円
- (2) 資本準備金の額 5,000,000,000円
- (3) 利益準備金の額 0円
- (4) 資本剰余金の額 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第7条（新会社の成立日）

新会社の設立の登記をすべき日（本計画において「成立日」という。）は、平成26年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第8条（株式移転計画承認株主総会）

- 1．甲は、平成26年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。また、甲は、平成26年6月27日を開催日として甲の普通株式の株主による種類株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

2. 乙は、平成26年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により前二項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第9条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手續を行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、日本証券代行株式会社とする。

#### 第10条（剰余金の配当）

1. 甲は、平成26年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり20円を限度として、平成26年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり10円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成26年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり30円を限度として、平成26年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり40円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日までの間、新会社の成立日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

#### 第11条（自己株式の消却）

甲及び乙は、新会社の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式の全部を消却するものとする。

#### 第12条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせる。

#### 第13条（本計画の効力）

本計画は、第8条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の許可（本株式移転に関する銀行法第52条の17に規定される認可を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

#### 第14条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社成立日までの間において、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

#### 第15条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年 5 月 2 日

甲：東京都港区六本木二丁目 3 番11号  
株式会社東京都民銀行  
取締役頭取 柿崎 昭裕

乙：東京都新宿区新宿五丁目 9 番 2 号  
株式会社八千代銀行  
取締役頭取 酒井 勲

別紙 1

## 株式会社 東京TYフィナンシャルグループ 定款

### 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社東京TYフィナンシャルグループ と称し、英文では Tokyo TY Financial Group, Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

1. 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理
2. その他前号の業務に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

### 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、110,000,000株とする。

当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	100,000,000株
第1回第一種優先株式	5,000,000株
第2回第一種優先株式	5,000,000株

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、全ての種類の株式について100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等、および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 優先株式

(第一種優先配当金)

第13条 当社は、第52条第1項に定める日を基準日とする剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回第一種優先株式及び第2回第一種優先株式(以下、総称して「第一種優先株式」という。)を有する株主(以下、「第一種優先株主」という。)または第一種優先株式の登録株式質権者(以下、「第一種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下、「第一種優先配当金」という。)を支払う。第一種優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額(ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、各第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率を乗じて算出した金額。ただし、配当年率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。

ただし、当該事業年度において第14条に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手續の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手續の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(第一種優先中間配当金)

第14条 当社は、第52条第2項に定める日を基準日とする中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下、「第一種優先中間配当金」という。)を支払う。

(第一種優先株主に対する残余財産の分配)

第15条 当社は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。第一種優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額(ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を踏まえて各第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める金額。

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(第一種優先株主の議決権)

第16条 第一種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、(i)各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第一種優先配当金の額全部(第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を行う旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第一種優先配当金の額全部(第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(b)第一種優先配当金の額全部(第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案がその

定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終結の時より、( ) 第一種優先配当金の額全部 ( 第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額 ) の支払を受ける旨の取締役会決議または株主総会決議がなされるまでの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

( 株式の分割または併合および株式無償割当て )

第17条 当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、当該割合で行う。

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

( 金銭を対価とする取得条項 )

第18条 当社は、各第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、当該第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、当該第一種優先株式を取得すると引換えに、各第一種優先株主に対し、当該第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める条件をもって、金銭を交付する。

前項に基づき当社が第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法により行う。

( 普通株式を対価とする取得請求権 )

第19条 第一種優先株主は、各第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める当該第一種優先株式の取得を請求することができる期間 ( 以下、「取得請求期間」という。 ) 中、当社に対し、自己の有する第一種優先株式の取得を請求することができる。かかる請求があった場合、当社は、第一種優先株主が取得を請求した第一種優先株式を取得すると引換えに、当該第一種優先株主に対し、当該第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める条件をもって、当社の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取り扱う。

第一種優先株式1株当たりの取得価額は、当初、当該第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができる。当社は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正される。

( 普通株式を対価とする一斉取得 )

第20条 当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない第一種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当社は、第一種優先株式を取得すると引換えに、各第一種優先株主に対し、当該第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める条件をもって、当社の普通株式を交付する。当社は、当該決議により交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

( 優先順位 )

第21条 各第一種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

( 除斥期間 )

第22条 第53条の規定は、第一種優先配当金および第一種優先中間配当金の支払について、これを準用する。

#### 第4章 株主総会

( 株主総会の招集 )

第23条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

( 定時株主総会の基準日 )

第24条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。



(招集権者および議長)

第25条 当会社の株主総会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。  
取締役会長および取締役社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第26条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第27条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第28条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。  
前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第29条 第25条、第26条、第27条第1項および第28条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。  
第27条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。  
第24条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

## 第5章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第30条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任方法)

第31条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。  
取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第32条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第33条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。  
取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から社長1名を定めるものとし、必要に応じて取締役の中から、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第34条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。  
取締役会長および取締役社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第35条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。  
取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第36条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第37条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第38条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第40条 当社の監査役は、6名以内とする。

(監査役の選任)

第41条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第42条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第43条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第44条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員による同意がある場合には、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第45条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第46条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第47条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 会計監査人

### (会計監査人の選任)

第48条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。

### (会計監査人の任期)

第49条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第8章 計算

### (事業年度)

第50条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第51条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

### (剰余金の配当の基準日)

第52条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (配当金の除斥期間)

第53条 配当財産が金銭である場合は、支払開始日の日から満5年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

## 附 則

### (最初の事業年度)

第1条 第50条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立日から平成27年3月31日までとする。

### (最初の取締役および監査役の報酬等)

第2条 第38条および第46条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等は総額金2億5千万円以内とし、最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬等は総額金8千万円以内とする。

### (附則の削除)

第3条 本附則は、当社の成立後最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

別紙 2

株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の内容

1. 募集社債の名称  
株式会社八千代銀行第二回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 募集社債の総額  
金50億円
3. 各募集社債の金額  
金1億円の1種
4. 新株予約権付社債券の発行及びその形式  
本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行するものとし、当該新株予約権付社債券は無記名式とする。本新株予約権付社債の社債権者は本新株予約権付社債券について、記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することはできない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
5. 利率  
年2.15%
6. 払込金額  
各本社債の払込金額は、金1億円（額面100円につき金100円）とする。但し、各本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
7. 償還価額  
額面100円につき金100円
8. 申込期日  
平成18年8月1日
9. 募集社債の払込期日及び新株予約権の割当日  
平成18年8月1日（以下、「発行日」という。）
10. 募集の方法  
第三者割当の方法により、募集社債の総額を三井住友信託銀行株式会社に割当てる。
11. 物上担保・保証の有無  
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
12. 社債管理者の不設置  
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
13. 償還の方法及び期限
  - (1) 本社債は平成28年9月30日にその総額を第7項に定める償還価額をもって償還する。
  - (2) 本社債は、以下いずれかの事由が生じた場合にその総額を第7項に定める償還価額をもって直ちに期限前償還する。
    - (イ) 日本において乙について解散判決、株主総会の解散の決議、その他法の定める清算事由が発生し、一定の期間内に届出られた債権又は乙に知られたる債権のうち、本社債に基づく債権及び第19項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権並びにその他本社債と支払に関して同順位又は劣後順位にある債権を除く全ての債権が、その債権額(協定案のある場合は、その条件による)につき全額の弁済を受けたこと。
    - (ロ) 第19項第(1)号乃至第(4)号に規定する劣後事由が発生し、かつ当該事由にかかる停止条件が成就したと。
  - (3) 償還すべき日が東京における銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
  - (4) 乙は、発行日の翌日以降、金融庁の事前承認を得たうえで、本新株予約権付社債を取得することができる。但し、本社債又は本新株予約権のみを取得することはできない。
  - (5) 本社債の償還については、本項のほか第19項に定める劣後特約に従う。
14. 利息支払の方法及び期限
  - (1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日（同日を含む。）までこれをつけ、平成18年9月30日を第一回の支払期日としてその日（同日を含む。）までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各末日にその日（同日を含む。）までの前半か年分を支払う。
  - (2) 利息を支払うべき日が東京における銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
  - (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。
  - (4) 償還期日後は利息をつけない。

(5) 第1回の利息支払期日後に本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後はこれをつけない。

(6) 本社債の利息の支払については、本項のほか第19項に定める劣後特約に従う。

#### 15. 本新株予約権に関する事項

(1) 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計50個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は乙普通株式とし、本新株予約権を行使すること(以下、「行使」という。)により乙が乙普通株式を新たに発行又は乙の有する乙普通株式を処分(以下、乙普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使する本新株予約権に係る本社債の償還価額の総額を本項第(6)号記載の転換価額(但し、本項第(8)号又は第(9)号によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成23年7月31日から平成28年9月29日(但し、乙が第13項第(2)号により本社債を期限前償還する場合には、当該償還日の前銀行営業日、乙が第13項第(4)号により取得した本新株予約権付社債の本社債を消却する場合は、乙が本社債を消却した時)までの間(以下、「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。

(4) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(5) 乙による本新株予約権の取得事由

乙による本新株予約権の取得事由は定めない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

本新株予約権1個の行使に際して出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。

本新株予約権の行使により交付する乙普通株式の数を算定するにあたり用いられる乙普通株式1株当たりの価額(以下、「転換価額」という。)は、当初5,344.9円とする。なお、転換価額は本項第(8)号又は第(9)号によって修正又は調整されることがある。

(7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により乙普通株式を発行する場合においては、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し(計算の結果、1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。)、その残額を資本準備金として計上する。

(8) 転換価額の修正

転換価額は、平成23年9月30日から平成27年9月30日までの毎年9月30日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)における乙の普通株式の時価が、当該転換価額修正日現在の転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日現在の時価に修正される。「転換価額修正日現在の時価」とは、以下のa.又はb.に定めるとおりとする。但し、「転換価額修正日現在の時価」が、当初転換価額の70%(以下、「下限転換価額」という。)を下回る場合は、修正後の転換価額は下限転換価額とする。転換価額及び株価の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下のa.又はb.における45取引日の間に、本項第(9)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、「転換価額修正日現在の時価」は本項第(9)号に準じて調整される。

a. 各転換価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、乙の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における乙の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。但し、当該45取引日目の時点で乙の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各転換価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における乙の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)を基準に平均値を算出する。

b. 各転換価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、乙の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

(9) 転換価額の調整

本社債発行後、下記のa.乃至c.のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、転換価額(下限転換価額を含む。)を次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} \pm \frac{\begin{array}{r} \text{新発行・処分} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数} \end{array}} \times \frac{\begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{時価} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数} \end{array}}$$

a. 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は処分する場合（但し、乙の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、乙の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は乙の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、転換又は行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

b. 株式の分割又は株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降又は基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。

c. 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、乙の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、乙の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は乙の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される証券若しくは権利又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全てが当初の取得価額で取得され若しくは当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

本号 に掲げる場合のほか、次の a.乃至 c.のいずれかに該当する場合には、転換価額は乙の取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。

a. 合併、株式交換、株式移転、会社分割又は資本金の額の減少により転換価額（下限転換価額を含む。）の調整を必要とするとき。

b. その他乙普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

c. 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。但し、当該差額相当額は、その後に転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にその都度算入する。

転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、以下の a.又は b.に定めるとおりとする。当該時価を特定するために用いられる株価の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下の a.又は b.における45取引日の間に本号 又は に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は本号 又は に準じて調整される。

a. 調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目の時点で、乙の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における乙の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、当該45取引日目の時点で乙の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各転換価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における乙の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）を基準に平均値を算出する。

b. 調整後転換価額を適用する日に先立つ当該45取引日目の時点で、乙の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、又は、基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における乙の発行済普通株式数から当該日における乙の有する乙普通株式数を控除した数とする。

(10) 本項第(8)号又は第(9)号により転換価額の修正又は調整を行うときは、乙は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額並びにその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、本項第(9)号 bの場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(11) 新株予約権の行使の方法

本新株予約権の行使請求受付事務は、第23項に定める行使請求受付場所（以下、「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

本新株予約権を行使しようとするときは、乙の定める新株予約権の行使請求書（以下、「新株予約権行使請求書」という。）に、行使しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の内容及び数並びにこれを行使する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その新株予約権付社債券を添えて行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

株式会社証券保管振替機構に預託をした本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使する場合は、新株予約権行使請求書に行使しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の内容及び数並びにこれを行使する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、株式会社証券保管振替機構を経由して、行使期間中に行使請求受付場所に提出することができる。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(12) 新株予約権行使の効力発生時期

行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日又は新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行使する年月日のいずれか遅い方の日を意味するものとする。

(13) 株券の交付方法

乙は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。

(14) 剰余金の配当

剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使の効力が発生した乙普通株式を、当該基準日において発行済みの他の乙普通株式（乙が保有する乙普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

16. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、又、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

17. 担保提供制限

乙は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、乙が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産とする旨を定めたものをいう。

18. 期限の利益喪失に関する特約

本社債には、期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

19. 劣後特約

本社債の償還及び利息の支払は、乙につき破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、民事再生手続、会社更生手続又はこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

(1) 破産手続開始の場合

本社債につき定められた元金金の弁済期限以前において、乙について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元金金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権(但し、本項第(2)号を除き本項各号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき金額の満足(配当、供託を含む)を受けたこと。

(2) 民事再生手続開始の場合

本社債につき定められた元金金の弁済期限以前において、乙について民事再生手続開始決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元金金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権(但し、本号を除き本項各号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(3) 会社更生手続開始の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、乙について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

乙について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権(但し、本項第(2)号を除き本項各号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(4) その他の倒産手続及び日本法以外による倒産手続の場合

乙について、日本法によらない破産手続、民事再生手続、会社更生手続又はこれに準ずる手続が外国において本項第(1)号乃至第(3)号に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本項第(1)号乃至第(3)号の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。但し、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(5) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

第13項、第14項、第18項及び本項の規定は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意は、いかなる意味においても、又いかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、乙に対し、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と同一の条件を付された債権を除く債権を有する全ての者をいう。

(6) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本項第(1)号乃至第(4)号に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに乙に返還する。

(7) 相殺禁止

乙について破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、民事再生手続開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、又は日本法によらない破産手続、民事再生手続、会社更生手続又はこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、社債権者は、乙に対して負う義務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

20. 新株予約権付社債券の喪失等

(1) 本新株予約権付社債券を喪失した者が、本新株予約権付社債券を喪失した旨、その記番号及び喪失の事由等を乙に届け出て、かつ公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、乙は、これに代わり新株予約権付社債券を交付する。

(2) 本新株予約権付社債券を毀損又は汚損したときは、その新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。但し、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

21. 代り新株予約権付社債券の交付の費用

代り新株予約権付社債券を交付する場合は、乙は、これに要した実費(印紙税を含む。)を徴収する。

22. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

株式会社八千代銀行

23. 本新株予約権の行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

24. 上場申請の有無

なし

以上



別紙 3

株式会社東京TYフィナンシャルグループ第一回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の内容

1. 募集社債の名称  
株式会社東京TYフィナンシャルグループ第一回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 募集社債の総額  
金50億円
3. 各募集社債の金額  
金1億円の1種
4. 新株予約権付社債券の発行及びその形式  
本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行するものとし、当該新株予約権付社債券は無記名式とする。本新株予約権付社債の社債権者は本新株予約権付社債券について、記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することはできない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
5. 利率  
年2.15%
6. 払込金額  
各本社債の払込金額は、金1億円（額面100円につき金100円）とする。但し、各本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
7. 償還価額  
額面100円につき金100円
8. 申込期日  
平成18年8月1日
9. 募集社債の払込期日及び新株予約権の割当日
  - (1) 募集社債の払込期日  
平成18年8月1日（以下、「発行日」という。）
  - (2) 新株予約権の割当日  
平成26年10月1日
10. 募集の方法  
第三者割当の方法により、募集社債の総額を三井住友信託銀行株式会社に割当てる。
11. 物上担保・保証の有無  
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
12. 社債管理者の不設置  
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
13. 償還の方法及び期限
  - (1) 本社債は平成28年9月30日にその総額を第7項に定める償還価額をもって償還する。
  - (2) 本社債は、以下いずれかの事由が生じた場合にその総額を第7項に定める償還価額をもって直ちに期限前償還する。
    - (イ) 日本において新会社について解散判決、株主総会の解散の決議、その他法の定める清算事由が発生し、一定の期間内に届出られた債権又は新会社に知られたる債権のうち、本社債に基づく債権及び第18項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権並びにその他本社債と支払に関して同順位又は劣後順位にある債権を除く全ての債権が、その債権額(協定案のある場合は、その条件による)につき全額の弁済を受けたこと。
    - (ロ) 第18項第(1)号乃至第(4)号に規定する劣後事由が発生し、かつ当該事由にかかる停止条件が成就したこと。
  - (3) 償還すべき日が東京における銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
  - (4) 新会社は、発行日の翌日以降、金融庁の事前承認を得たうえで、本新株予約権付社債を取得することができる。但し、本社債又は本新株予約権のみを取得することはできない。
  - (5) 本社債の償還については、本項のほか第18項に定める劣後特約に従う。
14. 利息支払の方法及び期限
  - (1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日（同日を含む。）までこれをつけ、平成18年9月30日を第一回の支払期日としてその日（同日を含む。）までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各末日にその日（同日を含む。）までの前半か年分を支払う。
  - (2) 利息を支払うべき日が東京における銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

- (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。
- (4) 償還期日後は利息をつけない。
- (5) 第1回の利息支払期日後に本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後はこれをつけない。
- (6) 本社債の利息の支払については、本項のほか第18項に定める劣後特約に従う。

15. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本社債に付された新株予約権の数  
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計50個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法  
本新株予約権の目的である株式の種類は新会社普通株式とし、本新株予約権を行使すること(以下、「行使」という。)により新会社が新会社普通株式を新たに発行又は新会社の有する新会社普通株式を処分(以下、新会社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使する本新株予約権に係る本社債の償還価額の総額を本項第(6)号記載の転換価額(但し、本項第(8)号によって調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (3) 本新株予約権の行使期間  
本新株予約権付社債の社債権者は、平成26年10月1日から平成28年9月29日(但し、新会社が第13項第(2)号により本社債を期限前償還する場合には、当該償還日の前銀行営業日、新会社が第13項第(4)号により取得した本新株予約権付社債の本社債を消却する場合は、新会社が本社債を消却した時)までの間(以下、「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。
- (4) その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (5) 新会社による本新株予約権の取得事由  
新会社による本新株予約権の取得事由は定めない。
- (6) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額  
本新株予約権1個の行使に際して出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。  
本新株予約権の行使により交付する新会社普通株式の数を算定するにあたり用いられる新会社普通株式1株当たりの価額(以下、「転換価額」という。)は、3,741.4円とする。なお、転換価額は本項第(8)号によって調整されることがある。
- (7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により新会社普通株式を発行する場合においては、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し(計算の結果、1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。)、その残額を資本準備金として計上する。
- (8) 転換価額の調整  
本新株予約権の割当後、下記のa.乃至c.のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{array}{rcc}
 \text{調整後} & = & \text{調整前} \\
 \text{転換価額} & & \text{転換価額} \\
 & & \times \frac{\text{既発行} \\ & & \text{普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分} \\ & & \text{普通株式数} \times \text{1株当たりの} \\ & & \text{払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}
 \end{array}$$

a. 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は処分する場合(但し、新会社の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、新会社の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は新会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、転換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

b. 株式の分割又は株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降又は基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。

c. 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、新会社の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、新会社の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は新会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される証券若しくは権利又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全てが当初の取得価額で取得され若しくは当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

本号 に掲げる場合のほか、次の a .乃至 c .のいずれかに該当する場合には、転換価額は新会社の取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。

- a . 合併、株式交換、株式移転、会社分割又は資本金の額の減少により転換価額の調整を必要とするとき。
- b . その他新会社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- c . 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。但し、当該差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にその都度算入する。

転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、以下の a .又は b .に定めるとおりとする。当該時価を特定するために用いられる株価の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下の a .又は b .における45取引日の間に本号 又は に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は本号 又は に準じて調整される。

- a . 調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目の時点で、新会社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所における新会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。但し、当該45取引日目の時点で新会社の普通株式が上場されている金融商品取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該45取引日目から調整後転換価額を適用する前日までの出来高の合計額が最も多い金融商品取引所における新会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）を基準に平均値を算出する。
- b . 調整後転換価額を適用する日に先立つ当該45取引日目の時点で、新会社の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、又は、基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における新会社の発行済普通株式数から当該日における新会社の有する新会社普通株式数を控除した数とする。

- (9) 本項第(8)号により転換価額の調整を行うときは、新会社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額並びにその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、本項第(8)号 b .の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

#### (10) 新株予約権の行使の方法

本新株予約権の行使請求受付事務は、第22項に定める行使請求受付場所（以下、「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

本新株予約権を行使しようとするときは、新会社の定める新株予約権の行使請求書（以下、「新株予約権行使請求書」という。）に、行使しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の内容及び数並びにこれを行行使する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その新株予約権付社債券を添えて行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

株式会社証券保管振替機構に預託をした本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使する場合は、新株予約権行使請求書に行使しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の内容及び数並びにこれを行行使する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、株式会社証券保管振替機構を經由して、行使期間中に行使請求受付場所に提出することができる。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

#### (11) 新株予約権行使の効力発生時期

行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日又は新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行行使する年月日のいずれか遅い方の日を意味するものとする。

#### (12) 剰余金の配当

剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使の効力が発生した新会社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の新会社普通株式（新会社が保有する新会社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

## 16. 担保提供制限

新会社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、新会社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産とする旨を定めたものをいう。

## 17. 期限の利益喪失に関する特約

本社債には、期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

## 18. 劣後特約

本社債の償還及び利息の支払は、新会社につき破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の決定があり、あるいは日本法によらない破産手続、民事再生手続、会社更生手続又はこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

### (1) 破産手続開始の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、新会社について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

#### (停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権（但し、本項第(2)号を除き本項各号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき金額の満足（配当、供託を含む）を受けたこと。

### (2) 民事再生手続開始の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、新会社について民事再生手続開始決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

#### (停止条件)

その再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権（但し、本号を除き本項各号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

### (3) 会社更生手続開始の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、新会社について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

#### (停止条件)

新会社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権（但し、本項第(2)号を除き本項各号と実質的に同じ条件を付された債権は、本項第(1)号乃至第(4)号と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

### (4) その他の倒産手続及び日本法以外による倒産手続の場合

新会社について、日本法によらない破産手続、民事再生手続、会社更生手続又はこれに準ずる手続が外国において本項第(1)号乃至第(3)号に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本項第(1)号乃至第(3)号の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。但し、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

### (5) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

第13項、第14項、第17項及び本項の規定は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意は、いかなる意味においても、又いかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、新会社に対し、本社債に基づく債権及び本項第(1)号乃至第(4)号と同一の条件を付された債権を除く債権を有する全ての者をいう。

### (6) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本項第(1)号乃至第(4)号に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金を直ちに新会社に返還する。

(7) 相殺禁止

新会社について破産手続開始決定がなされかつ破産手続が継続している場合、民事再生手続開始決定がなされかつ民事再生手続が継続している場合、会社更生手続開始決定がなされかつ会社更生手続が継続している場合、又は日本法によらない破産手続、民事再生手続、会社更生手続又はこれに準ずる手続が外国において行われている場合には、社債権者は、新会社に対して負う義務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

19. 新株予約権付社債券の喪失等

(1) 本新株予約権付社債券を喪失した者が、本新株予約権付社債券を喪失した旨、その記番号及び喪失の事由等を新会社に届け出て、かつ公示催告の手続をし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、新会社は、これに代わり新株予約権付社債券を交付する。

(2) 本新株予約権付社債券を毀損又は汚損したときは、その新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。但し、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

20. 代り新株予約権付社債券の交付の費用

代り新株予約権付社債券を交付する場合は、新会社は、これに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。

21. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ

22. 本新株予約権の行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

23. 上場申請の有無

なし

以 上

## 別添 2

## 大和証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等

大和証券は、東京都民銀行及び八千代銀行で合意された株式移転比率が東京都民銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（以下、「本フェアネス・オピニオン」といいます。）を提出するに際して、株式移転比率の分析及び検討を行っておりますが、当該分析及び検討においては、東京都民銀行及び八千代銀行から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、東京都民銀行及び八千代銀行並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。さらに、本フェアネス・オピニオンに記載された意見に影響を与える可能性のある東京都民銀行及び八千代銀行並びにこれらの関係会社の実事（偶発債務及び訴訟等を含む。）については、現在及び将来にわたり未開示の事実が無いことを前提としています。大和証券は、提供された東京都民銀行及び八千代銀行の事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、東京都民銀行及び八千代銀行の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、東京都民銀行の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券は、株式移転計画書に記載された八千代銀行の新株予約権付社債及び共同持株会社の新株予約権付社債について、理論価値が同一であることを前提としています。大和証券は、本株式移転が株式移転計画書に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、及び株式移転計画書に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式移転が株式移転計画書の条件に従って完了することを前提としています。また、大和証券は、本株式移転の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式移転により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としています。なお、大和証券による株式移転比率の分析は、平成26年5月1日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

大和証券は、本株式移転の実行に関する東京都民銀行の意思決定、あるいは本株式移転と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを東京都民銀行から依頼されておらず、また検討しておりません。大和証券は、法律、会計及び税務のいずれの専門家でもなく、本株式移転に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。本フェアネス・オピニオンは、東京都民銀行取締役会が株式移転比率を検討するための参考情報として利用すること（以下、「本作成目的」といいます。）を唯一の目的として作成されたものであり、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。従って、大和証券は、本フェアネス・オピニオンが本作成目的以外の目的で使用されることに起因又は関連して生じ得る一切の責任を負うものではありません。本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、東京都民銀行の普通株主に対して本株式移転に関する議決権等の株主権の行使（反対株主の買取請求権の行使を含みます。）、東京都民銀行株式の譲渡又は譲受けその他の関連する事項について何らの推奨又は勧誘を行うものではありません。大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、東京都民銀行の普通株主にとって株式移転比率が財務的見地から公正であるか否かについてのみ意見を述べるものであり、大和証券は、東京都民銀行の普通株主以外の第三者にとって公正であるか否か又はその他の事項についての意見を求められておらず、かつ、意見を述べておりません。大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、株式移転比率の決定の基礎となる各前提事実若しくは仮定、又は東京都民銀行の本株式移転に関する意思決定について意見を述べるものではありません。また、大和証券は、本フェアネス・オピニオンの日付以降に取引される東京都民銀行、八千代銀行及び共同持株会社の普通株式の価格について、いかなる意見を述べるものではありません。

以上